

令和8年度 前期選抜募集要項

福島県立相馬高等学校
〒976-0042 福島県相馬市中村字大手先57番地の1
TEL 0244-36-1331 FAX 0244-36-6149

1 アドミッションポリシー

- ① 高い学習意欲や知的好奇心、積極性を有し、自己実現への明確な目標と高い向上心を持って努力を重ねることができる生徒を募集する。
- ② 協働と探究、自己の成長を重視し、多様な物事に対して主体的に挑戦しながら次世代のリーダーとして活躍できる資質・能力を有した生徒を募集する。
- ③ 何事にも意欲を持ち、自らを高めようと学び続けながら、伝統の継承や地域の発展に寄与することができる生徒を募集する。

2 募集定員

- (1) 普通科 募集定員 120名
 - ① 特色選抜 募集定員枠は募集定員の10%程度
 - ② 一般選抜 募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数
- (2) 理数科 募集定員 40名
 - ① 特色選抜 募集定員枠は募集定員の10%程度
 - ② 一般選抜 募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

3 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。
 - ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者
- (3) 普通科は次の区域内に居住する者
 - ① 固定区（相馬市・相馬郡新地町・南相馬市鹿島区・南相馬市原町区）
 - ② 共通区（相馬郡飯舘村・南相馬市小高区）
 - ③ 隣接学区（双葉学区・県北学区）
ただし、隣接学区からの入学許可は普通科第1学年生徒定員の20%以内とする。
- ④ 宮城県（丸森町・山元町）
※ 上記①～④以外からの出願者については、指定された出願に必要な書類のほか①～④に該当する区域に保護者が居住することになることを証明する書類を提出しなければならない。
また、県外からの出願者は、さらに他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を提出しなければならない。
- (4) 理数科は県内通学区域の制限はない。（宮城県丸森町及び山元町からの出願を認める）

4 併願の取り扱い

- (1) 特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、第二志望は認めない。

- (3) 一般選抜において、理数科を志願する者のうち、本校普通科の通学区域又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることを認める。
また、普通科を志願する者は、本校の理数科を第二志望とすることを認める。

5 WEB出願システムの利用

出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、福島県教育委員会が公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「13 出願資格申請」（5ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 調査書

令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）。ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

② 特色選抜志願理由書

本校所定の用紙に志願者自筆とし、保護者氏名は保護者自署のもの。ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。また、特色選抜志願理由書は本校ホームページからダウンロードする。

(2) 上記(1)以外の者

① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）

② 健康診断書

令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの。ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除できる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

7 出 願 手 続

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については、「9 調査書提出」（4ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類を提出すること。
- (4) 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出願手続をできなかった者が、新たに出願を希望する場合は、出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。その際、中学校長は、速やかに本校校長に連絡すること。
- (5) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
- ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。)

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立相馬高等学校長

住所 〒976-0042

福島県相馬市中村字大手先57番地の1

8 出願先変更

下記期間内で、1回に限り、他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）への変更、同一高等学校内での出願した学科の変更及び出願した選抜の変更をすることができる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

- ① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。

また、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不足額を納付する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提出する。

なお、調査書については「9 調査書提出」(4ページ)に定めるところにより提出する。

また、特別支援学校へ出願先変更を希望する場合は、「令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、新たな志願先の特別支援学校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

- (3) 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、先に出願した高等学校への出願は取り下げられる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

- (4) 先に出願した高等学校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

9 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

10 受験票の印刷

- (1) 本校校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年2月17日(火)午後4時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票を発行する。

- (2) 志願者は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

11 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※ 志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

- (2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

- (3) 本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。

- (4) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。

また、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

12 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、460円の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

13 出願資格申請

県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

なお、中学校長又は志願者は、手続きを始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

(1) 申請方法

① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円の切手を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。なお、返信用封筒には宛名を記載しないこと。

ア 出願資格申請書

イ 保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、志願先の高等学校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円の切手を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。なお、返信用封筒には宛名を記載しないこと。

ア 出願資格申請書

イ その他、本校校長が指示する書類

（保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類や学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等）

※ 「保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・ 市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）
- ・ 保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・ 保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

(2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

(5) 一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の高等学校長の承認を得る。

なお、WEB出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要とする。

14 選抜試験

(1) 特色選抜【普通科】

① 志願してほしい生徒像

本校では、将来の社会を担う人材の育成を目指して、広い視野を持ち、自ら考える力を育成する教育を行っている。

普通科では、しっかりと社会に貢献できる力を育むため、種々の活動を通して心身を鍛え文武両道を追求しており、将来の幅広い進路選択を可能にするため、次のような生徒を求めている。

○ 中学校で優秀な学習成績をあげており、本校が次に指定する競技〔バレーボール（男）、バスケットボール（男）・バスケットボール（女）・野球（男）、サッカー（男）〕において、高い能力または学校の部活動や地域クラブ活動などでの顕著な実績を有し、学業に精励しつつ部活動を継続しリーダーシップを発揮できる者。

また、高校卒業後の進路について将来の展望をしっかりと持つ者。

② 選抜方法・選抜資料

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

ア 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

イ 特色選抜志願理由書

本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいことなどについて本人が記入する。

ウ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

エ 特色面接

個人面接を実施し、本校への志望動機や中学校での活動状況、将来の希望などを問う。面接については、点数化し、60点満点とする。

オ 特色検査

実技を実施し、基本的な身体能力や専門的スキルなどをみる。実技については、点数化し、100点満点とする。

カ 選抜資料の満点

全体の満点は、600点とする。

(2) 特色選抜【理数科】

① 志願してほしい生徒像

本校では、将来の社会を担う人材の育成を目指して、広い視野を持ち、自ら考える力を育成する教育を行っている。

理数科では、特徴的なカリキュラムを活かし、探究的な活動の資質と地球規模で行き交う情報を取り出して活用する能力を伸長して、将来、社会に貢献できる力を育むため、次のような生徒を求めている。

○中学校で優秀な学習成績をあげており、生徒会や学級、部活動などにおいてリーダーを務めるなど中心となって活動した生徒で、理数科の趣旨を理解し、数学的な活動や観察・実験などを通して探究的活動を行い、科学的な考察を進められる者。

また、医療系や自然科学系など理系の大学への強い進学希望を持ち、将来、社会に貢献できる素地を持つ者。

② 選抜方法・選抜資料

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

ア 学力検査

5教科実施する。

また、傾斜配点を実施し、数学及び英語の得点を2倍にし、学力検査の満点を350点とする。

イ 特色選抜志願理由書

本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいことなどについて本人が記入する。

ウ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

エ 特色面接

個人面接を実施し、本校への志望動機や中学校での活動状況、将来の希望などを問う。面接については、点数化し、60点満点とする。

オ 特色検査

作文を実施し、資料を読み600字程度で自分の考えや思いを述べる作文とする。作文については、点数化し、100点満点とする。

カ 選抜資料の満点

全体の満点は、700点とする。

(3) 一般選抜【普通科・理数科】

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

15 学力検査及び特色面接、特色検査の日程等及び持参物

(1) 期 日 学力検査 令和8年3月4日(水)

特色選抜 令和8年3月5日(木)

(2) 会 場 相馬高等学校

(3) 日 程 ア 3月4日(水)

① 受付 8時10分～ 8時30分

② 日程説明・諸注意 8時40分～ 8時50分

③ 学力検査 9時00分～ 15時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(50分)	(50分)	(20分)	(50分)	

イ 3月5日(木)

【普通科】 ① 受付 8時10分 ～ 8時30分

② 日程説明・諸注意 8時40分 ～ 8時50分

③ 特色面接 9時00分 ～ (終了時間は志願者数による)

④ 特色検査(実技) 特色面接終了後 ～ (終了次第下校、実技は第一体育館で実施)

【理数科】 ① 受付 8時10分 ～ 8時30分

② 特色検査(作文) 9時00分 ～ 10時00分

③ 特色面接 10時20分 ～ (終了次第下校)

※ 特色選抜の日程は志願者数により変動するため、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

(4) 持参物

① 学力検査 受験票、上ばき、下足入れ、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規

※ 持ち込めないもの 各辺比率や角度記載の定規、分度器(分度器機能を有する定規を含む)、下敷、月や星座などの英語記載のある時計、計算機能や言語表現機能を有するもの及び携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類

② 特色選抜 受験票、上ばき、下足入れ、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

※ 普通科の志願者は上記に加えて、別紙「令和8年度特色選抜(普通科)の特色検査について」により必要なものを準備し、持参すること。

16 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部をした者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 期 日 令和8年3月10日(火)

(3) 会 場 相馬高等学校

(4) 日 程

① 受付	8時10分～	8時30分
② 日程説明・諸注意	8時40分～	8時50分
③ 学力検査	9時00分～	14時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(15 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	(50 分)	(50 分)	(15 分)	(50 分)	

※ 追試験の日程は、追試験の志願者数及び追試験の学力検査実施の有無等により変動するため、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

(5) 追検査等受験の手続き

① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和8年3月6日(金)午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

17 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

(1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

(2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校講堂前に掲示する。

(3) 合格者に対して合格通知書を本校生徒昇降口で交付するので、受験票を持参し、来校すること。ただし、交付する時間帯は、3月16日(月)午後1時から午後3時までの間とする。

(4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

18 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

19 そ の 他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、「入学辞退届」を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせること。

(5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。